

年金業務・組織再生会議の開催について

〔平成19年8月21日〕  
内閣官房長官決裁

1 趣旨

日本年金機構法（平成19年法律第109号）においては、政府は、日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとされている。この学識経験者からの意見聴取を行うため、年金業務・組織再生会議（以下、「会議」という。）を開催する。

2 構成員等

- (1) 会議は、別紙の学識経験者により構成し、国・地方行政改革担当大臣の下に開催する。
- (2) 座長は、委員の互選とする。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

会議の庶務は、内閣官房において処理する。

(別紙)

年金業務・組織再生会議名簿

- いわせ たつや  
岩瀬 達哉 (ジャーナリスト)
- おおやま ながあき  
大山 永昭 (東京工業大学教授)
- きしい しげただ  
岸井 成格 (毎日新聞社特別編集委員)
- こじま のりあき  
小嶋 典明 (大阪大学大学院高等司法研究科教授)
- さいとう きよみ  
斎藤 聖美 (ジェイ・ボンド証券株式会社代表取締役社長)
- はった たつお  
八田 達夫 (政策研究大学院大学学長)
- ほんだ かつひこ  
本田 勝彦 (日本たばこ産業株式会社取締役相談役)

(敬称略、五十音順)